

議案第 28 号

大野市放課後児童クラブ事業実施要綱の一部を改正する要綱案

令和 6 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

放課後児童クラブ保護者負担金の改定に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市放課後児童クラブ事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(加入手続き等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 教育委員会は前項により申込みがあったときは、その内容を審査のうえ加入の可否を決定し、児童クラブ加入決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。</p> <p><u>3 保護者は、前項の規定により加入決定を受けたときは、次条に規定する年間登録料を負担するものとする。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>(負担金等)</u></p> <p>第10条 保護者は、<u>児童クラブの加入及び利用に当たり、年間登録料及び負担金（以下「負担金等」という。）を</u></p>	<p>(加入手続き等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 教育委員会は前項により申込みがあったときは、その内容を審査のうえ加入の可否を決定し、児童クラブ加入決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>(保護者負担金等)</u></p> <p>第10条 保護者は、児童クラブの利用に当たり、<u>保護者負担金</u>を負担するものとする。</p>

<p>負担するものとする。</p> <p>2 前項に規定する<u>負担金等</u>の額は、次の各号に掲げる<u>区分</u>に応じ、児童1人につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>年間登録料</u> 3, 200円</p> <p>(2) <u>土曜日及び振替日（次号に該当する日を除く）の利用</u> 1日につき200円</p> <p>(3) <u>長期休業期間中の利用</u> 1日につき300円</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、利用児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合の<u>負担金等</u>の額は、<u>前項第1号に規定する額</u>については児童1人につき3, 200円を、<u>前項第2号及び第3号に規定する額</u>については児童1人につき1月当たり3, 600円を減じた額とする。この場合において、当該減じた後の額が0円以下となるときは、<u>負担金等</u>の額は0円とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>2 前項に規定する<u>負担金</u>の額は、次の各号に掲げる<u>利用日の区分</u>に応じ、児童1人につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>土曜日及び振替日（次号に該当する日を除く）</u> 1日の利用につき200円</p> <p>(2) <u>長期休業期間中の日</u> 1日の利用につき300円</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる日以外の日</u> 0円</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、利用児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合の<u>負担金</u>の額は、<u>前項に規定する額から児童1人につき1月当たり3, 600円を減じた額</u>とする。この場合において、当該減じた後の額が0円以下となるときは、<u>負担金</u>の額は0円とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>
---	--

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。